

令和元年第5回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和元年5月24日（金）

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて

2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

3) 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

4) 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について

4. その他

5. 閉 会

出席委員 14名

1番	増	山	貞	男	君	2番	倉	持	登	君			
3番	中	村	明	君		4番	小	島	一	男	君		
5番	張	ヶ	谷	一	郎	君	6番	青	木	徹	雄	君	
7番	鈴	木	豊	君		8番	坂	路	誠	君			
9番	青	木	邦	夫	君	10番	大	島	か	づ	子	君	
11番	小	島	キ	ヨ	子	君	12番	戸	賀	崎	邦	雄	君
13番	後	藤	勇	君		14番	高	崎	勇	君			

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員

出席委員 11名

1番	井	上	清	一	君	2番	鈴	木	徳	男	君
3番	今	野	秀	明	君	4番	山	崎	松	男	君
5番	濱	田	茂	君		6番	白	石	守	利	君
8番	上	原	勝	正	君	9番	細	井	純	一	君
10番	松	田	英	雄	君	11番	上	原	一	夫	君
12番	加	藤	互	君							

欠席委員 1名

7 番 川 島 広 伸 君

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅
書 記 古 谷 崇

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、早速会長の挨拶よりお願いします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日は令和に入りまして初めての農業委員会ということで、1名が欠席でございますが、そのほかの多くの方、全員出席ということで大変ありがとうございます。

田植えのほうも、今日、川島さんはお休みで、川島さんが残っているぐらいで、もう大体終わったという感じがします。また、農業委員会のほうも私が今月から浦和のほうで会議が常設委員という形で、毎月4日に定例でございますが、会議があるそうで、初めて9日に出てきたわけでございますが、そうそうたるメンバーで私も出ばなをくじかれましたので、勉強しながらそちらも頑張っていきたいというふうに感じておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げたいと思います。

杉戸町は、農業委員会で一番埼玉県の中でも優秀な人たちが全員そろっておりますので、活動も埼玉県でも誇れるような活動をしようではないかというふうに思っております。今後も皆様のご協力を得ながら、杉戸町は大したものと言われるぐらいまで推進員さん、各委員さんで受けとめて、そろっていければなというふうに感じております。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして3の議題に移りたいと思います。

それでは、会長に議長ということで、よろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、議案に入ります。暫時の間議長ということで、着座のまま進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

関連がございますので、説明は1—1から1—2、また2—1から2—7、事務局の一括の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1、大字椿〇〇〇、畑、947㎡。ナンバー1—2、大字椿〇〇〇、畑、298㎡。合計1,245㎡。譲渡人、春日部市〇〇〇〇。譲受人、高野台南5丁目、〇〇〇〇。譲受人、労力3人。取得理由、経営拡大。

続きまして、ナンバー2—1、大字椿〇〇〇、畑、650㎡。ナンバー2—2、大字椿〇〇〇—〇、田、859㎡。ナンバー2—3、大字椿〇〇〇—〇、田、323㎡。ナンバー2—4、大字椿〇〇〇、田、5,216㎡。ナンバー2—5、大字椿〇〇〇—〇、畑、777㎡。ナンバー2—6、大字椿〇〇〇—〇、畑、315㎡。ナンバー2—7、大字椿〇〇〇—〇、畑、263㎡。ナンバー2—1から2—7、合計で8,403㎡。

ナンバー1—1、1—2及びナンバー2—1から2—7につきましては、〇〇氏が合計約9,600㎡を取得するものでございます。申請地については、以前より耕作をしておりました。トラクター等の農機具一式は確保しており、農業経営は3人で行っております。住所はまだ高野台南にございますが、新しい家を〇〇さんの住宅があったところに建築しまして、実際はこちらのほうに住んでおります。アパートとの契約の関係で、まだ住民票のほうを移動していないということでございます。通作距離は約200メートルです。場所は大字椿、〇〇〇〇の東側周辺になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員 1 番 ご報告申し上げます。

詳細については、今、事務局からの説明のとおりであり何も言うことはありませんが、譲渡人の〇〇〇〇さんはご主人が亡くなりまして、ひとり暮らしされております。前に住んでいたところが空き家になっておりまして、今現在は春日部の娘さんのところで暮らしているということでもあります。

また、ナンバー 2 の〇〇〇〇さん、この方も親の遺産を相続したわけでございますが、東京に転居いたしまして、またそっちも空き家ということで、そこに〇〇さんが新規就農ということで宅地を買い求めまして、やってまいったわけでございます。また、農地については、〇〇さんの土地を借りて育成塾でやってまいったわけでございまして、仕事といたしましても農家 2 軒がなくなる寂しさを感じるころではございますが、ここに新居を構え、将来は法人化して規模拡大していきたいという担い手の〇〇〇〇氏が入ってきたところでございますので、大いに期待していきたいところでございますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。また、調査項目については、問題はございません。

以上、報告を終わります。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして一括して質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

どうぞ、〇〇〇委員さん。

○農業委員 12 番 よろしいですか。ちょっとお聞きますが、確認なのですが、この議案書を見ますと、要するに〇〇さんが高野台南 5 丁目ということで、市街化の中にいらっしゃる。こちらは住宅だと思うのですが、それで今回、農地法第 3 条ということで農地を購入ということですね。買うということでございますが、そうすると農地法 3 条の第何号、許可条件、どこに該当するかちょっと教えていただきたいのですが。

それと、あとちょっと自宅と農地が非常に遠いと、距離的にもあるので、先ほどの説明では農業施設があるということですが、どちらのほうにあるのか、高野台のほうにあるのか、あるいは椿のほうにあるのか、それらの確認をしたと思うのですが、農機具は先ほどあるというふうに伺ったのですが、その作業は、もう稲作、当然先ほど〇〇〇〇については 5 反歩もの田んぼでございまして、現地を見たところ、稲がもう植えてあるという状況なものですから、最終的には稲刈り後の乾燥、籾すりまで当然施設をこれから見つけるのだと思うのですが、ちょっとその辺のことについて今後の状況がわかれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○書記 事務局です。農地法 3 条については、各号に該当しないので所有権移転が認められるという法律になりますので、何号に該当するので許可になりますということではございません。許可しない、許可できない条件が列挙されているだけですので、各号に該当しないので許可を認めないというところに該当しないという形になります。

続いて、〇〇さんの住居なのですが、先ほど簡単にお話しさせていただいたのですが、今まで賃貸で、もともと福島震災の関係でこちらに越してきた方であるのですが、高野台のほうのアパートに住んでおられました。今回の土地を買われた〇〇さんという方の宅地の部分、こちらは農地法関係ありませんので先に購入して、こちらにご自身の住宅をもう建ててあります。場所は資料の議案の一番後ろに地図が幾つかついているのですが、地図の 2 枚目です。3 条②と書いてある地図があると思うのですが、この左上のほうの信号のところの角です。こちらのおうちが〇〇さんの新しい住宅になります。こちらのほうに農機具等も、ビニールシートをちょっとかけたような形ではあるのですが、保管しているような形になります。

1 つ前のページの地図で、〇〇さんというお宅が載っていると思うのですが、こちら〇〇さんが土地のほうは購入されておりますので、こちらの 2 カ所を拠点として農業をされているという形になります。高野台のほうの住所なのですが、アパートの契約の関係上、まだ住民票を移せないということなので、実際はもう椿に住まわ

れているのですけれども、住民票は高野台南の住民票が残っているという形になっております。

事務局からは以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

私も〇〇さんと面識が、新規就農で卒業していますので、面接をしております。増山委員さん、今日報告していただいておりますけれども、非常に真面目で、部落のつき合い、また堀さらい等もよく出ていただいております。部落のおつき合いもちゃんとやっておるということで、農家も一生懸命やっているようです。私も現場は見ておりませんが、よろしくお願いします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、一括して報告はしましたが、採決につきましては別々にいたします。

議案第1号の1―1から1―2に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認します。

続きまして、2―1から2―7、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第1号、ナンバー3―1から3―3、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー3―1、大字木津内字香取裏〇〇〇―〇、畑、781㎡。ナンバー3―2、大字木津内字香取裏〇〇〇―〇、畑、639㎡。ナンバー3―3、大字木津内字香取裏〇〇〇―〇、畑、644㎡。合計2,064㎡。譲渡人、木津内、〇〇〇〇。譲受人、木津内、〇〇〇〇。譲受人、面積、75アール。労力、1人。取得利用、経営拡大。

ナンバー3―1から3―3については、〇〇氏が約5,000㎡を取得するものでございます。トラクター等の農機具一式を確保しており、現在は農業経営を1人で行っている状況でございます。通作距離は自宅から約200メートルでございます。場所は大字木津内、〇〇〇〇〇〇の南側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員9番 それでは、調査依頼に基づきまして調査報告をいたします。

今月5月19日に譲受人であります〇〇〇〇さんと現地を見ながら話を聞いてまいりました。話によると、譲渡人の〇〇〇〇さんは週に3回ほど透析を行っておりまして、〇〇さんがその土地を管理しているとのことでした。

それから、譲渡人の〇〇さん方には22日に伺いまして話を聞いたところ、今現在、人工透析は週に3回行って、農地の管理ができないということで、〇〇さんに譲ることにしたとのことでした。調査項目は問題ないので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 調査報告は終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、3—1から3—3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1から1—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1、大字堤根字塘○○○○—〇、畑、1,451㎡。ナンバー1—2、大字堤根字塘○○○○—〇、畑、1,475㎡。
合計2,926㎡。使用貸人、堤根、○○○○。使用借人、堤根、○○○○。転用目的、資材置場。

ナンバー1—1、1—2については、申請地を資材置場とするため、許可をお願いするものでございます。申請地は都市計画法34条11号区域内の第2種農地で、転用による悪影響はないと思われます。資金計画は、自社資金により計画しております。場所は大字堤根地内、○○○○の南東付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、調査報告、○○委員、お願いします。

○農業委員3番 調査報告いたします。

調査項目に伴い、調査に行ってまいりました。現地を確認後、貸人の○○○○さん、借人の○○○○さん宅に訪問して、お二人からお話を伺ってまいりました。○○さんは、現在、大塚地内で○○業を営んでおりますが、そこが手狭なため、この申請地を資材置場として申請するものでございます。

○○さんについては、ここは人手不足から耕作できないということで、○○さんの希望により使用貸借とのことです。皆様の審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この案件につきまして、ご質疑がある方は質疑を受けたいのですが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー1—1から1—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー2—1から2—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2—1、大字本郷字東上○○○—〇、田、65㎡。ナンバー2—2、大字本郷字東上○○○—〇、畑、335㎡。
合計400㎡。使用貸人、本郷、○○○○。使用借人、本郷、○○○○、○○○○。転用目的、自己用住宅。

ナンバー2—1、2—2については、土地所有者の娘さんの自己用住宅を建築するため、許可をお願いするものでございます。申請地は、農用地からの除外手続が完了しまして、農地区分は第2種農地でございます。資金計画は、融資により計画しております。場所は、大字本郷地内、○○○○の北側になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇副会長、よろしくお願いします。

○副会長 それでは、報告させていただきます。

5月19日日曜日、9時過ぎなのですが、〇〇〇〇さん宅、本人がおりまして、また同じ本郷地内に住んでいます娘さんが〇〇〇〇さん、それから旦那さんが〇〇さん、お二人ともおりまして、この3名とお会いしまして調査してまいりました。先ほど事務局が申しあげました娘さん、〇〇さんが、同じ本郷地内、春日部寄りの現在、アパートに住んでおりまして、お子さんもできまして手狭になったということで、お父さんの〇〇さんにうちを建てたいのだけれどもという話が出たので、近くに来れば、お互いにメリットがあるということで、娘さんのほうは近くなので子供の面倒を見てもらったり、近い将来は農業の手伝いもできると。また、〇〇さんに対しましては、農業も手伝ってもらえるし、子供の面倒も見られる。家のすぐ前ですので、双方にメリットがあるということで、申請をしたということです。

申請について、近くに数軒もう既に住宅が、この並びに建っております。現地も確認をしましたけれども、家を建てることに對して悪影響はございません。また、調査5項目、〇〇さんに確認をしまして、該当はないということでございます。

以上ですので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑がありましたらお受けしますので、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー2—1から2—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、事務局の説明をお願いします。

○書記 それでは、（3）、専決報告をさせていただきます。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、倉松2丁目〇〇—〇、畑、841㎡。申請人、倉松1丁目、〇〇〇〇〇。転用目的、駐車場、こちらは平成31年4月25日付で受け付けております。

続きまして、（4）の専決報告であります。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、清地5丁目〇〇〇、田、700㎡。譲渡人、清地2丁目、〇〇〇〇。譲受人、練馬区、〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は、分譲住宅でございます。平成31年4月12日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告が終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、副会長をお願いします。

○副会長 それでは、これをもちまして第5回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、6月25日火曜日15時より役場第1庁舎3階会議室を予定しております。大変お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和元年5月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 青 木 徹 雄

署 名 委 員 鈴 木 豊